

各位

全3ページ
登録速報(2023-058)
2023年 1月25日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2023年1月25日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第 24072 号

名称：パレード15フロアブル（日本農薬(株)登録）

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項を以下のとおり変更する。

使用方法の追加：かんきつ（灰色かび病）/20倍、40倍、収穫7日前まで、無人航空機による散布

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | ピラジフルミドを含む農薬の総使用回数 |
|------|--------|------------|--------------|---------|---------|------------|--------------------|
| かんきつ | 灰色かび病 | 20倍 | 4~5L/10a | 収穫7日前まで | 2回以内 | 無人航空機による散布 | 2回以内 |
| | | 40倍 | 8~10L/10a | | | | |
| | そうか病 | 2000~3000倍 | 200~700L/10a | | | 散布 | |

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項の(5)をあらたに追加して以降番号を繰り下げる（変更後は別紙）。

【追加】

(5) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当っては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。

- ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤散布終了後は次の項目を守ること。
 - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

【変更後】

- (1) 使用前によく振ってから使用すること。
- (2) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせて調節すること。
- (3) 薬剤耐性菌の出現を防ぐため、本剤の過度の連用はさけ、なるべく作用性の異なる薬剤との輪番で使用すること。
- (4) ぶどうの幼果期（小豆大）以降の散布は、果粉が溶脱するおそれがあるので使用をさけること。
- (5) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当っては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の項目を守ること。
 - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特にはじめて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (7) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上